

募集



保育園 看護師

〔会計年度任用職員専門職〕
〔任用期間〕4月1日～3年

3月31日（再度任用の場合あり）
 〔勤務日時〕祝日を除く月曜～土曜日のうち月16日（シフト勤務あり）午前8時半～午後5時15分
 〔勤務場所〕市立保育園
 〔勤務内容〕保育園児の健康管理などに関すること
 〔資格〕看護師資格を有する方
 〔募集人数〕1人

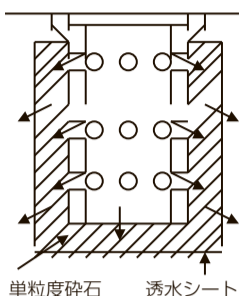
〔報酬など〕月給22万2000円（別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による）
 申し込みは、履歴書（写真貼付）と看護師免許証の写しを子育て支援課（市役所2階）へ直接持参してください。なお、提出された書類は返却しません。
 詳しくは同課施設給付係 ☎470・7745へ。

湧水や河川を守るために 宅地内の「雨水浸透ます」の設置にご協力を

地表面のコンクリートやアスファルト化などによる雨水の地下浸透量の減少は、湧水や河川の水量に影響を与えます。

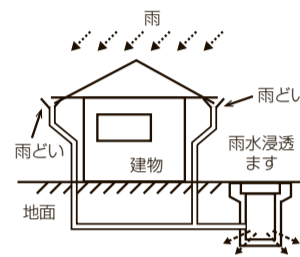
雨水浸透ますは、屋根に降った雨水を地下へ戻し、地下水を蓄える効果が期待できます。

市内の豊かな水辺環境を保全するため、皆様のご協力をお願いいたします。



▶雨水浸透ますの構造

既存住宅への設置には設置補助金制度が利用できます
 〔申請対象者〕敷地が1000平方メートル未満の既存の個人住宅



▶雨水浸透ますの仕組み

後期高齢者医療制度 4月から年金天引きが始まる方へ 保険料の仮徴収を行います

後期高齢者医療保険料を、年金からの天引き（特別徴収）で納める方は、年6回の年金支給月に保険料が天引きされます。

◎4月・6月・8月は保険料の「仮徴収期間」です
 年間保険料額は、毎年7月に市民税・都民税の所得内容を基に算定し、決定します。

そのため、年間保険料額が決定するまでは「仮徴収期間」として、同年2月と同額の保険料を、4月・6月・8月の3回で納めることとなります。

7月に年間保険料額が決定した後は、すでに「仮徴収期間」で納めた保険料との差額を、10月・12月・翌年2月の3回で納めることとなります。

◎4月から保険料の年金天引きが始まる方へ
 4月上旬に、「仮徴収額決定通知書兼納入通知書」を送付します。4月・6月・8月は「仮徴収期間」として算定した保険料を納めることとなります。

【対象】元年10月初旬までに75歳の誕生日を迎えた方や転入した方などのうち、4月から新たに保険料が年金天引きされる方
 ◎年金天引きから口座振替へ納付方法の変更が可能です
 保険料の納付方法は、年金天引きによる納付が原則となつていますが、申し出によ

り口座振替（普通徴収）に変更することが可能です。
 変更を希望する方は、①口座番号が分かるもの（預金通帳またはキャッシュカード）
 ②通帳届け出印③後期高齢者医療被保険者証（すでに後期高齢者医療保険料の口座振替を登録している方は③のみ）
 を持参の上、保険年金課高齢者医療係（市役所1階）で手続きをしてください。
 3月中に手続きした場合は、6月の年金天引きから中止になります。
 詳しくは同係 ☎470・7846へ。

国民年金 だより

2年度の国民年金保険料の額が確定しました

定額保険料は4月分から1カ月1万6540円になります（付加保険料1カ月の割引）

◎1年前納
 【対象】4月～3年3月分
 【口座振替】19万4320円（毎月払いよりも4160円の割引）
 【現金納付】19万4960円

◎2年前納
 【対象】4月～4年3月分
 【口座振替】38万1960円（毎月払いよりも1万5840円の割引）
 【現金納付】38万3210円（毎月払いよりも1万4590円の割引）
 なお、クレジットカード納付の前の納付保険料額は、現金納付と同じ金額になります。
 詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・566・1411へ。

第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しました

市では、2年度～6年度の5年間を計画期間とする「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

同計画は、幼児期の教育・保育施設、地域の子ども・子育て支援事業について、保護者のニーズに基づいた見込み

みと、これに対応する提供体制の確保内容を数値目標として記載したものです。
 平成30年5月から「東久留米市子ども・子育て会議」において15回にわたり審議され、市民の皆さんにニーズ調査やパブリックコメントの募集を行った上でまとめられました。

同計画の内容は、子育て支援課（市役所2階）、市政情報コーナー（市役所1階）、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、子ども家庭支援センター、地域子ども家庭支

援センター上の原、市ホームページでご覧いただけます。詳しくは子育て支援課子ども政策担当 ☎470・7740へ。

納税・納付にご協力を

3月25日（水）は、国民健康保険第9期、介護保険料第9期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）・コンビニでお納めください。

詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

国民健康保険 元年9月分の 診療費をお知らせします

国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。国民健康保険の健全な運営にご理解とご協力をお願いします。

752円（前年度比86.9%）
 ▼1件当たりの金額 2万2496円

※出典は国民健康保険毎月事業状況報告（12月報）
 詳しくは保険年金課 ☎470・7733へ。

◎被保険者
 【診療件数】2万2764件
 【診療費】5億1210万1846円

お気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談（各日8人）	弁護士	3月26日（木）	1日（水） 8日（水）	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時から電話で生活文化課 ☎470・7738
不動産・相続・会社の登記等相談（5人）	司法書士	4月9日（木）	15日（水） 22日（水）	午後1時から		
表示登記・土地の境界等相談（4人）	土地家屋調査士	3月24日（火）	1日（水）	午前10時から		
相続・遺言・成年後見等手続き相談（5人）	行政書士	4月2日（木）	8日（水）	午後1時から		
税務相談（5人）	税理士	4月7日（火）	15日（水）	午後1時半から		
人権・身の上相談（4人）	人権擁護委員	4月9日（木）	15日（水）	午後1時半から		
不動産取引相談（5人）	宅地建物取引士	3月26日（木）	2日（木）	午後1時から		
交通事故相談（5人）	弁護士	4月16日（木）	22日（水）	午前10時から		
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談（4人）	社会保険労務士	4月16日（木）	22日（水）	午前10時から		
女性の悩みごと相談（各日3人）	女性カウンセラー	3月18日（水）	6日（月） 13日（月）	午前10時～午後1時		
女性弁護士による法律相談（3人）	女性弁護士	4月1日（水）	20日（月） 27日（月）	午後1時半～4時半		
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会 ☎471・7577	

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	10日（金）	午後2時～5時	市役所1階 屋内ひろば	東久留米建築設計協会 桑原建築設計事務所	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時（滝山のみ水曜日は6時まで）	中央相談室（成美教育文化会館内教育センター） 滝山相談室（3月24日まで西中学校隣） （4月1日から西部地域センター内）	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課（市役所2階）	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	4月は実施しません			身体障害者相談員	障害福祉課 ☎470・7747、 ファクス 475・8181
知的障害者相談	4月は実施しません			知的障害者相談員	
心身障害者（児）相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日		市役所2階 ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	9日（木）	午前10時～午後1時	市役所1階 屋内ひろば	市住宅増改築等特設事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談も可。	平日	午前10時～午後1時～4時	生活文化課（市役所2階）	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談	4月は実施しません			行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課 保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課（市役所1階）	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741